

公益社団法人愛知県臨床検査技師会 役員推薦規程

平成25年2月6日制定
平成27年11月4日一部改定
令和3年11月10日一部改訂

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人愛知県臨床検査技師会（以下「本会」という。）定款第23条の規定に基づき役員候補者の選出について定める。

第2章 役員

（役員の選任手続き）

第2条 理事及び監事は、役員推薦委員会の推薦により定時総会で選任する。会長及び副会長は、役員候補者として定時総会に提案するものとする。

（役員の任期）

第3条 役員の任期は定款の定めるところによる。

第3章 委員会

（役員推薦委員会）

第4条 本会に役員を推薦するため、役員推薦委員会を置く。

2 役員推薦委員の定数は、組織運営規程第41条の各1名とし、各地区正会員から、人格、見識に優れ、広く社会に貢献できる人材で、原則として技師会会員歴10年以上、5年以内の日臨床生涯教育修了者を互選して、理事会で選任する。

3 役員推薦委員は、7名をもって組織し、委員長は委員の互選による。

4 委員長は、委員の氏名を会員に報告しなければならない。

5 役員推薦委員が、役員推薦委員会で役員に推薦されたときは、委員を辞任しなければならない。この場合、辞任した委員の所属する地区では、新たに委員を選任し、委員長に届け出なくてはならない。

6 役員は、役員推薦委員を兼ねることはできない。

（委員長の任務）

第5条 委員長は、役員推薦委員会を代表し、選挙の管理ならびに役員の推薦に関する業務を統括する。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、役員の任期と同じとする。委員に欠員が生じた場合は補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

（構成）

第7条 委員会は、役員推薦委員により構成する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

3 委員会は、委員長が招集する。

4 委員会は、構成委員の半数以上の出席により成立する。

5 委員会の議事は、出席者の過半数の賛成により決し、同数の場合は議長がこれを決する。

第4章 役員候補者の選出

（役員候補者）

第8条 役員候補者は、立候補および推薦とする。ただし、推薦の場合は、候補者の承諾を得なければならない。

（立候補）

第9条 役員候補者は、地区推薦委員に指定した期日までに役職名を届け出なければならない。

（役員推薦）

第10条 地区において監事以外の役員を推薦するとき、役員推薦委員は地区正会員の中から、選考しなければ

ならない。

- 2 理事の定数は、定款第22条による。ただし、組織運営規程第41条の各地区から1名を、他の理事は正会員より選出する。
- 3 会長、副会長を推薦しようとするときは、正会員の中から、人格、見識に優れ、愛臨技役員として広く社会に貢献できる人材で、原則として技師会会員歴10年以上、かつ理事歴を有し、5年以内の日臨技生涯教育修了者を選出しなければならない。
- 4 理事を推薦しようとするときは、正会員の中から、人格、見識に優れ、愛臨技役員として広く社会に貢献できる人材で、原則として技師会会員歴10年以上、5年以内の日臨技生涯教育修了者を選出しなければならない。

（選挙）

第11条 会長、副会長を推薦するときは、役員推薦委員会は、正会員から定数を選出しなければならない。ただし、役員が定数以上の場合で推薦により選出できないときは、選挙により選出しなければならない。

（役員の補充）

第12条 役員に欠損を生じて、後任者の選出を行う場合、次に定めるところによる。

- (1) 理事及び監事の場合は、役員推薦委員会の推薦により、定時総会もしくは臨時総会を開催し選任する。
- (2) 会長及び副会長については、理事の中から選任する。

第4章 雑則

（雑則）

第13条 この規程で定められていない事項で必要なときは、委員会において定め理事会の承認を得なければならない。

（改廃）

第14条 この規程を改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 旧役員推薦規程（昭和62年4月1日施行）は、この規程の施行をもって廃止する。
- 3 この規程の一部（第3章 委員会、第4章 役員候補者の選出）を改定し、令和3年11月11日より施行する。